12月は 職場のハラスメント対策強化月間です
～県内企業のハラスメント対策を支援します！～

カスタマーハラスメント・求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策も義務化！
休職者・離職者の減少に向け、従業員が安心して働くことのできる環境づくりに取り組みましょう。

ハラスメント防止対策は企業の義務です！

＜事業主が雇用管理上講ずべきハラスメント防止措置(カスタマーハラスメントの例)＞

■事業主の方針の明確化及びその周知・啓発　■相談体制の整備　■事後の迅速かつ適切な対応　■対応の実効性を確保するために必要なカスタマーハラスメントの抑止のための措置　■プライバシー保護、不利益取扱いの禁止

ハラスメント防止対策の情報はこちら

セミナー

セミナーの詳細・お申込はこちらへ



埼玉県マスコット「さいたまっち&コバトン」

勤労者向け労働セミナー



働きやすい職場の作り方
～ハラスメントを予防し、気持ちよく働くために～

特定社会保険労務士・シニア産業カウンセラー・公認心理士　吉田　仁　氏

日時：12月9日(水)18:30～20:00　会場：北本市文化センター第1・2会議室

事業者向け労働セミナー



職場におけるハラスメント対策セミナー
～尊厳ある職場づくりと組織のレジリエンス向上～

特定社会保険労務士　小田　啓子 氏

日時：12月16日(水)14:00～16:00　会場：大宮ソニックシティビル棟　9階　906会議室

※埼玉労働局より、ハラスメントに関する法制度説明を実施

※セミナー終了後にハラスメント対策に関する個別相談会を実施(セミナー参加者限定、事前申込要)



職場のハラスメント対策
～誰もが安心して気持ちよく働ける職場づくりのために～

公認心理師・シニア産業カウンセラー　綾部　和幸　氏

オンデマンド配信(配信中)



事業者が知っておくべき　埼玉県カスタマーハラスメント防止条例

特定社会保険労務士・行政書士　佐野　勉 氏

オンデマンド配信(配信中)

職場のハラスメント対策強化月間 特別相談窓口

ー12月1日(火)～12月28日(月)ー

埼玉労働局雇用環境・均等部　総合労働相談コーナー　　パワハラ、セクハラなどご相談ください

☎048－600－6262(9:00～17:00　土・日曜日、祝日、年末年始除く)

来局も可能です(さいたま市中央区新都心11－2　ランド・アクシス・タワー16階)

埼玉県公労使会議

埼玉労働局　埼玉県　連合埼玉　(一社)埼玉県経営者協会
(一社)埼玉県商工会議所連合会　埼玉県商工会連合会
埼玉県中小企業団体中央会　(一社)埼玉中小企業家同友会
埼玉経済同友会

【本強化月間に関するお問合せ先】
埼玉県雇用・人材戦略課
048-830-4518
a3960-09@pref.saitama.lg.jp